

令和8年度 第2回 常設審議委員会 次第

【メモ】

開催会場 第二水産ビル 4階 4S会議室

開催月日 令和 8年 5月22日(金)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問答申について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 令和8年度 北海道選出国會議員要請集会における出席予定等について
- 2) 「農地法の運用について」の改正について
- 3) 令和9年度からの水田政策の見直しに関する自民党提言(案)について

6 協 議

- 1) 令和9年 農地法制の見直しに関する農林水産省への提案について

7 そ の 他

8 閉 会

次回 令和8年度第3回常設審議委員会は、令和 8年 6月24日(水曜日)

開会時間は、13:30です。※ 開催時間を変更する可能性があります。

場所は、第二水産ビル 4階 4S会議室です。(予定)

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

【 与党 】

出席予定				
1	鈴木 貴子	自由民主党	衆議院議員	7区（根釧）
2	高橋 佑介	自由民主党	衆議院議員	2区（北・東区）
3	吉田 有理	自由民主党	衆議院議員	比例
4	和田 義明	自由民主党	衆議院議員	5区（厚別・石狩）
5	伊東 良孝	自由民主党	衆議院議員	比例
6	松下 英樹	自由民主党	衆議院議員	9区（胆振・日高）
7	村木 汀	自由民主党	衆議院議員	比例
8	東 国幹	自由民主党	衆議院議員	6区（上川）
9	武部 新	自由民主党	衆議院議員	12区（林-叻・宗谷）
10	中川 紘一	自由民主党	衆議院議員	11区（十勝）
11	中村 裕之	自由民主党	衆議院議員	4区（後志・西・手稲・石狩市）
12	高木 宏壽	自由民主党	衆議院議員	3区（白石・豊平・清田区）
13	長谷川 岳	自由民主党	参議院議員	選挙区
14	船橋 利実	自由民主党	参議院議員	選挙区
15	東野 秀樹	自由民主党	参議院議員	比例
16	高橋はるみ	自由民主党	参議院議員	選挙区
17	岩本 剛人	自由民主党	参議院議員	選挙区

調整中				
1	加藤 貴弘	自由民主党	衆議院議員	1区（中央・南・西・北区）
2	鈴木 宗男	自由民主党	参議院議員	比例
3	橋本 聖子	自由民主党	参議院議員	比例
欠席予定				
1	渡辺 孝一	自由民主党	衆議院議員	比例
2	向山 淳	自由民主党	衆議院議員	8区（渡島・檜山）

【 野党 】

出席予定				
1	山岡 達丸	中道改革連合	衆議院議員	比例
2	浮島 智子	中道改革連合	衆議院議員	比例
3	神谷 裕	中道改革連合	衆議院議員	10区（空知・留萌）
4	佐藤 英道	中道改革連合	衆議院議員	比例
5	白木 秀剛	国民民主党	衆議院議員	比例
6	徳永 工リ	立憲民主党	参議院議員	選挙区
7	横山 信一	公明党	参議院議員	比例
秘書対応予定				
1	岸 真紀子	立憲民主党	参議院議員	比例

調整中				
1	勝部 憲志	立憲民主党	参議院議員	選挙区

農地法の運用について

新	旧
<p>また、耕作の事業を行う者が、その農地をそのの者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる施設に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。</p> <p><u>この場合において、農業生産活動に必要不可欠となる施設とは、育苗施設や温室等の農作物の育成に必要な施設のほか、生産した農作物を出荷するまでに必要な乾燥施設や選果場等の集出荷・貯蔵・調整等のための施設、農業生産活動生じたもみ殻等の農業廃棄物や養畜の事業で生じた家畜ふん尿を処理するための施設（(a) i (ii) から (iv) までの農業用施設）が該当する。</u></p> <p><u>他方で、カントリーエレベーターなどの穀類共同乾燥調製貯蔵施設や、農業廃棄物処理施設や家畜ふん尿処理施設であっても地域内の農業者で共同利用する施設は、農地転用の許可を要しないものに該当しない。</u></p> <p><u>また、農業用施設等に附帯して設置される駐車場、トイレ、更衣室、事務所等についても、耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものであり、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。</u></p> <p><u>なお、農業者が開設し、来場者が農作物の収穫を行う農園（いわゆる観光農園）については、農業経営の一つの形態であり、当該農園を管理利用するために必要な施設についても農業用施設と解されることから、当該農園に附帯して設置される駐車場やトイレ等についても、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。</u></p> <p><u>他方で、共同利用する施設や農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に附帯して設置される駐車場やトイレ等については、本体施設と同様、農地転用許可を要しないものに含まれない。</u></p>	<p>また、耕作の事業を行う者が、その農地をそのの者の耕作又は養畜の事業のための農業用施設（農業生産活動に必要不可欠となる施設に限る。）の用に供する場合であって、当該農業用施設の規模が2アール未満であるときには、農地転用の許可を要しないこととしている。</p> <p><u>この場合において、駐車場、トイレ、更衣室、事務所等であって耕作又は養畜の事業のために必要不可欠なものについても、その規模が2アール未満であれば、農地転用の許可を要しないものに含まれる。</u></p>

許可不要となる2アール未満の農業用施設等

1. 制度の全体像と対象者



2. 認められる「農業用施設」の例



3. 面積 (2アール) の判定基準



4. 許可が必要になる「対象外」の例



新	旧
<p>第3 遊休農地に関する措置</p> <p>1 法第30条第1項関係 法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次の事項に留意されたい。 (1) 実施時期 <u>利用状況調査については、毎年、遊休農地の判定やその後の措置に支障が生じない適切な時期に実施すること。</u></p>	<p>第3 遊休農地に関する措置</p> <p>1 法第30条第1項関係 法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。 (1) 実施時期 利用状況調査については、毎年8月頃に実施すること。</p>



新	旧
<p>第3 遊休農地に関する措置</p> <p>3 法第32条関係 法第32条に規定する利用意向調査は、次の事項に留意されたい。 (1) 実施方法 利用意向調査については、1の(3)により遊休農地と判定された農地及び則第78条各号に掲げる農地を対象として、判定後直ちに、<u>書面の送付又は電子媒体の送付その他の電磁的方法により、則第74条に定める事項について</u>行うこととし、1か月以内の範囲で回答期限を設定すること。 <u>その際、他の調査等を併せて実施することは差し支えない。</u> 回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、推進委員等は直接訪問等により確実に農業上の利用の意向を確認すること。 また、利用意向調査を行う際には、所有者等に対し、<u>則第74条第2項に規定する事項に加えて次の事項を教示すること。</u></p> <p><u>ア 農地中間管理事業の概要や市町村が作成した地域計画、関係機関の連絡先その他所有者等が回答する際に必要な情報</u></p> <p><u>イ 勧告がなされた場合には、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税が増えることとなること。</u></p> <p><u>ウ 当該農地における病害虫の発生等の事由により、当該農地の周辺地帯における営農条件に著しい支障が生じる等と認められる場合には、市町村長が、当該農地の所有者等に対し、法第42条第1項に規定する支障の除去等の措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずべきことを命ずる場合があること。</u></p> <p>(3) 支障の除去等の措置 利用意向調査を行う際に、<u>支障の除去等の措置を講ずる必要があると認める場合は、速やかに市町村長にその旨を伝え、同措置命令を行うよう促すこと。</u></p>	<p>第3 遊休農地に関する措置</p> <p>3 法第32条関係 法第32条に規定する利用意向調査は、次の事項に留意されたい。 (1) 実施時期 利用意向調査については、1の(3)により遊休農地と判定された農地及び則第78条各号に掲げる農地を対象として、判定後直ちに、則第74条に定める別記様式「農地における利用の意向について」を発出して行うこととし、1か月以内の範囲で回答期限を設定すること。 回答期限までに回答が得られない所有者等に対しては、推進委員等は直接訪問等により確実に農業上の利用の意向を確認すること。 また、利用意向調査を行う際には、所有者等に対し、勧告がなされた場合には、当該勧告の対象となった農地の固定資産税及び都市計画税の評価額が引き上げられ、固定資産税額及び都市計画税額が増えることとなることを周知すること。</p> <p>(3) 支障の除去等の措置 利用意向調査を行う際に、法第42条第1項に規定する支障の除去等の措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずる必要があると認める場合は、速やかに市町村長にその旨を伝え、同条の措置命令を行うよう促すこと。</p>

調査に付随して通知される内容の変更

書面のみ



書面のみ

- ✓ 紙で送る

形式的な調査通知から



- ✓ 聞きたいことを通知



- ✓ 提出することだけを通知



提出だけの調査通知...



...件を考えた通知れ...

書面or電子でOK



★ 書面or電子でOK

- ✓ 紙で送る
- ✓ メールなど電子でもOK
- ✓ 他の調査と一緒にやってもOK

対応まで見据えた情報提供へ

1 基本情報

- ✓ 農地中間管理事業の概要
- ✓ 市町村の地域計画
- ✓ 関係機関の連絡先



3 周辺への影響がある場合

- ✓ 該当の土地の命令受当
- ✓ 支障除去(草刈り等)を実施



農地法の運用について

新	旧
<p>第6 農地台帳等の作成及び公表</p> <p>(2) 農地台帳に記録された事項の提供 則第103条の2の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。</p> <p>イ 農業委員会は、<u>次に掲げる場合</u>には、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を<u>整理すること</u>。 <u>また、農業委員会は、市町村税務部局から当該事項の提供を依頼された場合は、速やかに当該事項を提供すること。</u></p> <p><u>(ア) 令和8年3月31日までに所有する農地（10a未満の自作地を除く。）の全部について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該農地中間管理権の全ての存続期間が10年以内である場合を除く。）</u></p> <p><u>(イ) 令和8年4月1日以降に、地域計画の区域ごとに、所有する農地（当該地域計画において農業上の利用が行われる農地として位置付けられている農地に限る。）（10a未満の自作地を除く。）の全部について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該農地中間管理権の全ての存続期間が10年未満である場合を除く。）</u></p> <p>ウ 農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を整理すること。 また、農業委員会は、市町村税務部局から当該事項の提供を依頼された場合は、速やかに当該事項を提供すること。</p> <p>エ 農業委員会は、<u>既に市町村税務部局に提供した</u>ア～ウの事項に変更があった場合は、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。</p>	<p>第6 農地台帳等の作成及び公表</p> <p>(2) 農地台帳に記録された事項の提供 則第103条の2の規定に基づく市町村長への農地台帳に記録された事項の提供に当たっては、次の事項に留意するほか、メール等により電子媒体を送付すること。</p> <p>イ 農業委員会は、その所有する全農地(10a未満の自作地を除く。)について新たに農地中間管理権を設定した者がいる場合（当該者が農地中間管理権をを設定した全農地について、当該農地中間管理権の存続期間が10年未満の場合を除く。）には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該農地中間管理権が設定された農地の所在、地番及び面積、当該農地中間管理権が設定された日、当該農地中間管理権の存続期間その他必要な事項を提供すること。</p> <p>ウ 農業委員会は、イに該当する者が所有する農地について、農地中間管理機構から当該者に対して賃借権又は使用貸借による権利の設定が行われた場合には、当該設定後、速やかに、市町村税務部局に対して、当該者の氏名、当該権利が設定された農地の所在、地番及び面積、当該権利が設定された日その他必要な事項を提供すること。</p> <p>エ 農業委員会は、ア～ウの事項に変更があった場合は、速やかに、市町村税務部局に対して、当該変更後の事項を提供すること。</p>

旧制度



優遇措置

- 10年以上15年未満 → 3年間、固定資産税1/2
- 15年以上 → 5年間、固定資産税1/2

課題

- 農地が他市町村にまたがる



新制度



優遇措置

- 10年以上15年未満 → 3年間、固定資産税1/2
- 15年以上 → 3年間、固定資産税1/2

ポイント

- 地域単位で判断

→ 確認作業が
シンプルに



令和9年度からの水田政策の見直しに関する提言（案）

令和8年5月〇日
自由民主党
食料安全保障強化本部
政務調査会
総合農林政策調査会
農業構造転換推進委員会
農林部会

農業は国の基であり、生産基盤を守り、将来にわたり国民にコメをはじめとする食料を安定的に供給することは国の責務である。

今後、人口減少による国内市場の縮小やかつてないスピードでの農業者の急減が見込まれるなど、我が国の農業は大きな情勢の変化に直面している。とりわけ、農業生産の4割を占め、食料供給上重要な中山間地域では、人口減少・高齢化が加速度的に進行している状況にある。

そうした中で、我が党が主導して四半世紀ぶりに改正した食料・農業・農村基本法と、その理念を具現化した食料・農業・農村基本計画に基づき、農業の生産性向上と付加価値向上を併せて実現し、農業の構造転換を着実に進めていく必要がある。

このため、令和7年度から11年度までの5年間で、別枠予算を確保し、以下の4つの柱からなる農業構造転換集中対策を実施しているところである。

- ① 農地の大区画化や中山間地域等におけるきめ細やかな整備等の農業農村整備
- ② 共同利用施設の再編集約・合理化等
- ③ 生産性向上に資する農業機械の導入、スマート農業技術及び新品種の開発
- ④ 施設整備、販路拡大等を通じた輸出産地の育成

また、農業・農村に対する国民理解の醸成や輸出の促進など、国産農産物の国内外の需要拡大を進めているところである。

こうした取組と併せ、拡大する多様な需要に応じた生産と食料システム法に基づく合理的な価格形成を推進しつつ、水田政策の見直しを通じて需要と供給の両方を強化し、全ての田畑を活用しながら、農業者の所得向上と国民への食料の安定供給により、食料安全保障の確保を図っていくことが極めて重要な政策課題となっている。

このような問題意識の下で、我が党では、昨年9月、食料安全保障強化本部と総合農林政策調査会のもとに「農業構造転換推進委員会」を設置し、水田政策の見直しに関する課題や対応方向について、関係者から御意見を伺いながら、精力的に議論を行ってきた。

本委員会におけるこれまでの議論を踏まえ、令和9年度からの新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な対応方向について、別紙のとおり取りまとめた。

政府においては、この取りまとめを踏まえ、年末に向けた令和9年度予算編成過程の中で詳細の検討を進めるとともに、単価水準や地域平均単収など具体的設計について、農業者の努力が報われるものとするよう、強く求める。

党としても、国際情勢の不安定化や気候変動などのリスクが高まる中にあっても食料安全保障の確保を万全なものとするため、水田政策に関する予算や中山間地域等条件不利地域に関する予算、さらには農林水産関係予算全体について、必要な予算額をしっかりと確保すべく、最大限努力していく。

新たな水田政策（コメの中長期対策）の基本的な考え方

今後、農業者の急減など農業の構造変化が見込まれる中で、将来にわたり国民へコメをはじめとする食料の安定供給を果たすため、水田・畑にかかわらず、土地生産性の向上（単収の向上）と労働生産性の向上（省力化、コスト削減）の双方を進め、多様な需要に応じた生産による田畑フル活用により食料安全保障の強化を図る。

このため、農業構造転換集中対策を講じつつ、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）に基づき、以下のとおり、生産面・需要面の双方を強化する新たな水田政策を創設する。

- 1 水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し
 - ① 非主食用米・業務用米の生産性向上
 - ② 麦・大豆・飼料作物等の作物ごとの生産性向上
 - ③ 産地交付金の見直し（施策効果の検証、配分方法の改善）
- 2 コメ・コメ加工品の輸出拡大、米粉の需要創出等の国内外の需要拡大
- 3 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し、新たな環境直接支払の創設

このほか、

- ① 主食用米の円滑な流通、官民の備蓄体制の確立
- ② 「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（食料システム法）に基づくコストに見合う価格形成の促進
- ③ 稲作農業者のセーフティネット対策等のコメの需給と価格の安定を図る措置を併せて講じる。

【開始時期等】

新たな水田政策（上記1～3）は、令和9年度から開始することを基本とする。

今後、地方説明会等を実施して現場の意見を丁寧に把握しつつ、支援単価・要件等の詳細な制度設計の検討を進め、円滑に開始する。

ただし、秋播き麦の作付け等、令和9年度当初には既に作業が始まっている品目の取扱いについては、引き続き検討する。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

- 1 食料・農業・農村基本法では、「生産性向上」と「付加価値向上」により、将来にわたり国民への米をはじめとする食料の安定供給を確保し、「食料安全保障の確立」を図ることとしている。

このため、水田活用の直接支払交付金の見直しでは、作物ごとの単収向上等による生産性向上を図り、その他の支援策では、引き続き付加価値向上も図っていく。

【水田活用の直接支払交付金の見直し】

- 主食用の米のうち業務用以外の米については、従前どおり、対象外（単収向上にこだわらない）。
- 主食用の米のうち業務用米については、当面、単収向上等の支援を検討。
- 主食用以外の加工用・米粉用・輸出用等の米、自給率の低い麦・大豆や飼料作物については、単収向上等を支援。
- 産地交付金により、付加価値向上等も支援。

【環境直接支払交付金】

- 環境直接支払交付金により、付加価値向上等を支援。

【その他】

- 水田政策の見直しのほか、米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援するとともに、酒造好適米の安定供給に向けどのような支援が必要か検討。また、付加価値向上に向けて、麦・大豆・新市場開拓用米などについて、実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を引き続き支援。

- 2 中山間地域等直接支払、多面的機能支払の見直しでは、地域の営農や共同活動の将来にわたる継続を図っていく。

食料の安定供給に向けた現行支援策と見直しの方向性

○生産性向上・付加価値向上に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
水活	主食用米	—	—
	うち業務用米	—	当面、単収向上等の支援を検討 (業務用米)
	非主食用米		
	うち米粉用米等	10a当たりの <u>収量</u> に応じた単価で支援	生産性向上に向け、 10a当たりの <u>収量</u> に応じた単価で支援
	うち新市場開拓用米等	10a当たり <u>定額</u> の単価で支援	
麦、大豆、飼料作物			
産地交付金	都道府県等が指定した品目	資金融の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上</u> の取組も支援。	資金融の範囲内で都道府県等が助成内容を設定。 <u>付加価値向上</u> に向けた目標を設定した上で、その取組を支援。
環境直接支払交付金	各品目共通	有機農業等の取組を支援	有機農業等の取組を支援 (環境直接支払交付金の見直し)
その他	麦、大豆、新市場開拓用米、飼料作物等	実需者の求める品質・数量などを安定的に供給する取組を支援。米・麦・大豆の種子を安定的に供給する取組を支援。	同左

○地域の営農・共同活動の継続に向けた施策

	品目	現行支援策	見直しの方向性
中山間地域等直接支払交付金	—	中山間地域等における条件不利を補正することと将来に向けた農業生産活動の継続を支援	中山間地域等における条件不利を補正することと将来に向けた農業生産活動の継続を支援 (中山間地域等直接支払交付金の見直し)
多面的機能支払交付金	—	地域の共同活動を支援	地域の共同活動を支援 (多面的機能支払交付金の見直し)

I 水田活用の直接支払交付金の抜本的見直し

1 コメの生産性向上支援

農業者の急減に対応しながら、多様なニーズ・用途のコメを、将来にわたり国民へ安定供給するため、担い手への農地集約や農地基盤整備とともに、単収向上や省力化生産、気候変動対応などの生産性向上を行っていく環境を整備することが重要であることから、以下の対策を講じる。

① 主食用米以外のコメ（加工用米、米粉用米、新市場開拓用米等）について、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

—生産性向上の取組：効率的施肥、高温耐性品種等（支援単価はコメの用途によらず一律とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。）

② 業務用米などについて、外国産米との価格競争力強化に向け、当面、より大きく生産性向上にチャレンジする取組に対し、収量に応じた面積払いによる支援を検討する。

—より大きく生産性向上にチャレンジする取組：直播、再生二期作等（支援単価はコメの用途によらず一律とし、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。）

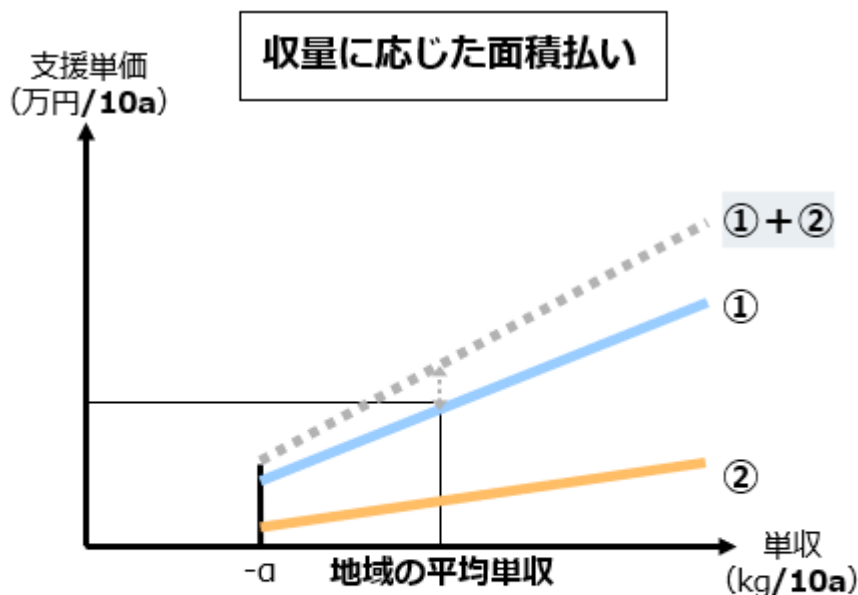
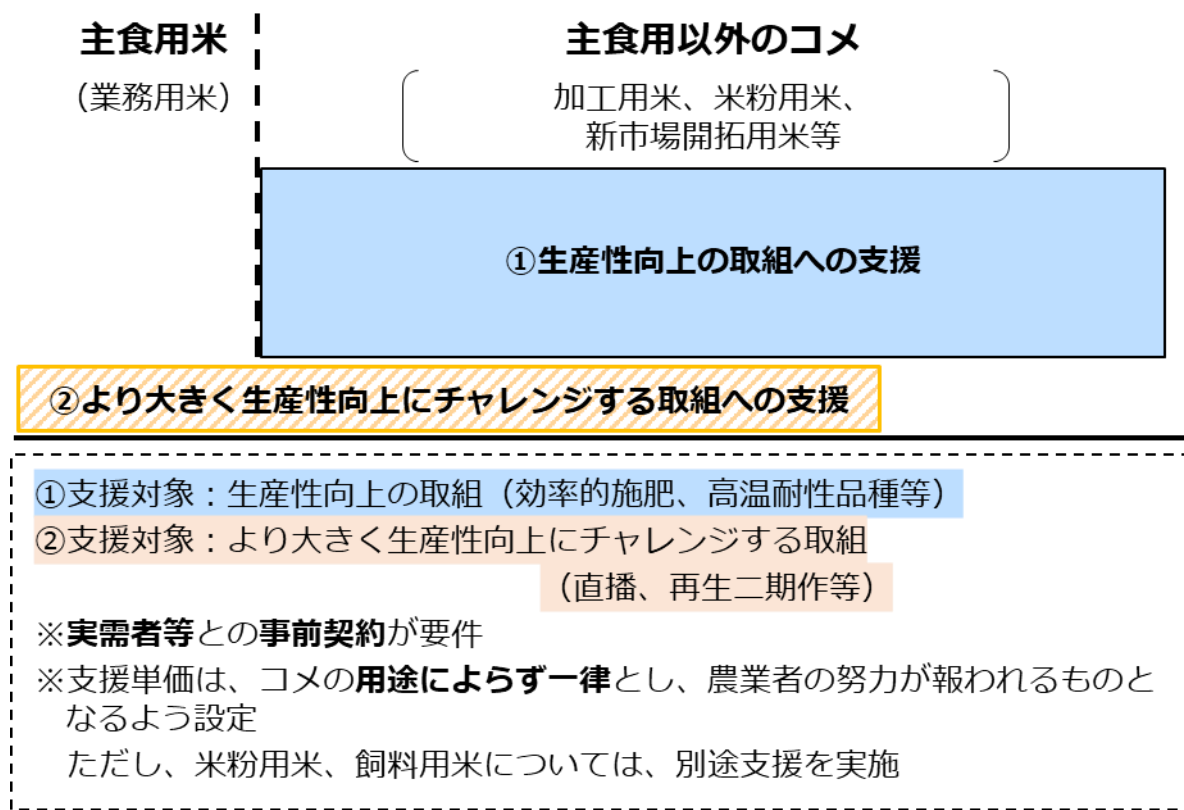
—実需者等との事前契約を要件とする。

—米粉用米、飼料用米については、別途支援を実施する。

—収量に応じた面積払い：単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：コメの生産性向上支援のイメージ



※ 単収向上に関しては、作柄表示地帯別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。
なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

2 米粉用米・飼料用米に対する特別支援

主食用以外のコメについて、1のとおり、生産性向上の取組を用途を問わず一律に支援する中で、そのうち現在でも手厚く支援している米粉用米・飼料用米については、追加で支援を行う。

米粉用米については、米粉の需要は年々増加しているものの、製造コストが高く、飛躍的拡大には至っていないため、米粉の製造コストが削減されるまでの間、米粉の需要拡大と米粉用米の生産拡大をセットで進める必要がある。

飼料用米については、これまで水田活用の直接支払交付金の中で助成を実施してきたことを背景に、現在、国産の飼料用米をこだわって利用し、畜産物の差別化を図っている実需者（畜産農家）が存在することを踏まえ、必要量を確保できるよう対応をする必要がある。

このため、いずれも、実需者と農業者が連携する取組に対し、収量に応じて支援する。

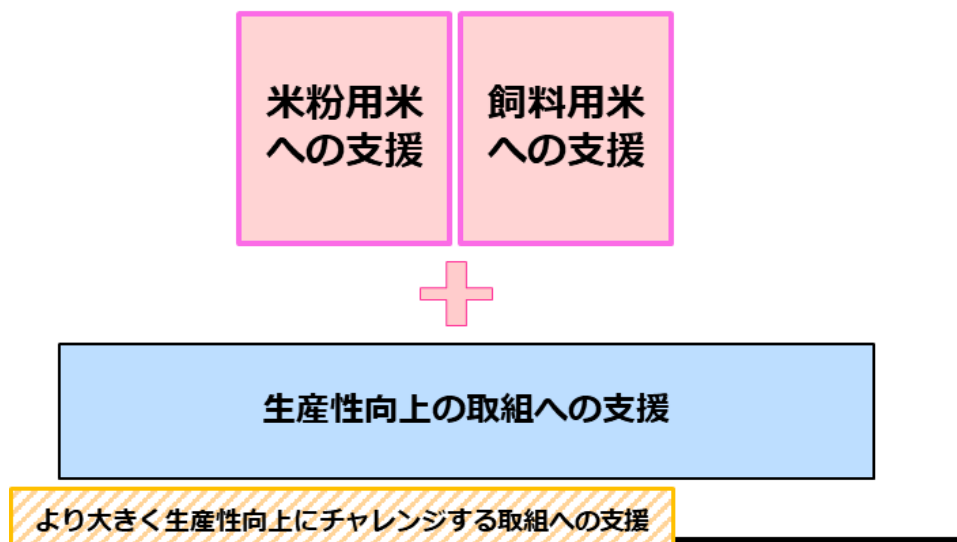
—米粉用米は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等の実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。

—飼料用米は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

—収量に応じて支援：地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：米粉用米・飼料用米に対する特別支援のイメージ

米粉用米・飼料用米に対する特別支援



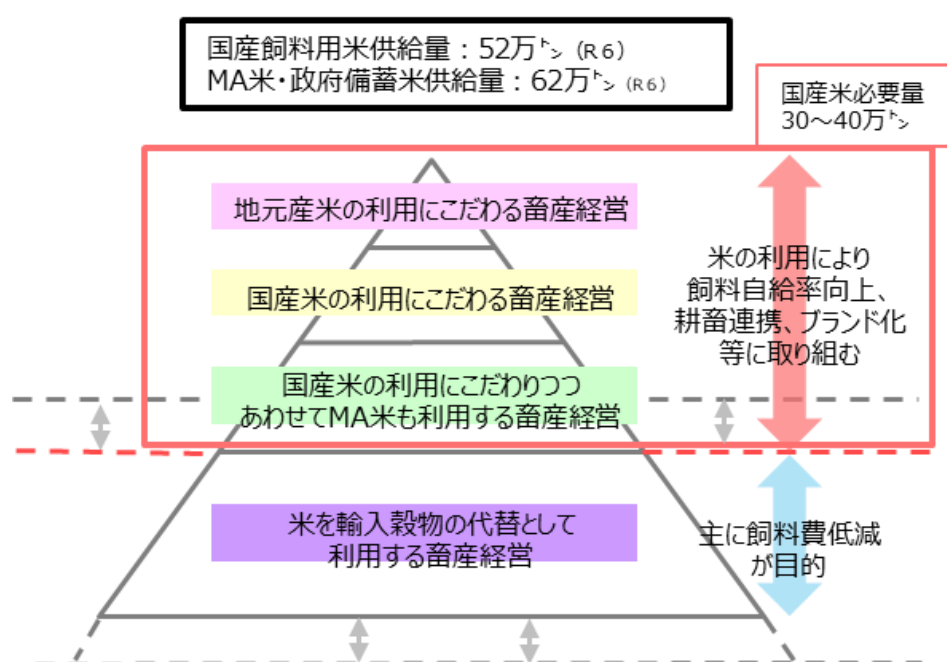
※取量に応じて支援

(地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。)

※**米粉用米**は、需要拡大にあわせた製粉コストの削減等に実需者が取り組んでいること、需要拡大等に取り組む実需者と農業者の複数年契約等による連携を要件とする。

※**飼料用米**は、畜産物の差別化を図っている実需者側と生産側の複数年契約等による耕畜連携を要件とする。

飼料用米の利用者層のイメージ



3 麦・大豆の生産性向上支援

農業者の急減が見込まれる中、作業労働時間が短く水稻等と作業ピークが異なる麦・大豆は、国民生活や農業経営において重要な作物である一方で、単収が低いことや気候変動の影響を受けやすく供給が不安定などの課題がある。

こうした課題に対しては、安定供給に向けた取組を推進するとともに、生産性向上に向けて、適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の取組を推進することが重要である。

このため、地域の実情に配慮して、水田・畑にかかわらず、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

一対象作物：

- ・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・大豆

一支援単価等：適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援する。

水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定する。

一収量に応じた面積払い：単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：麦・大豆の生産性向上支援のイメージ

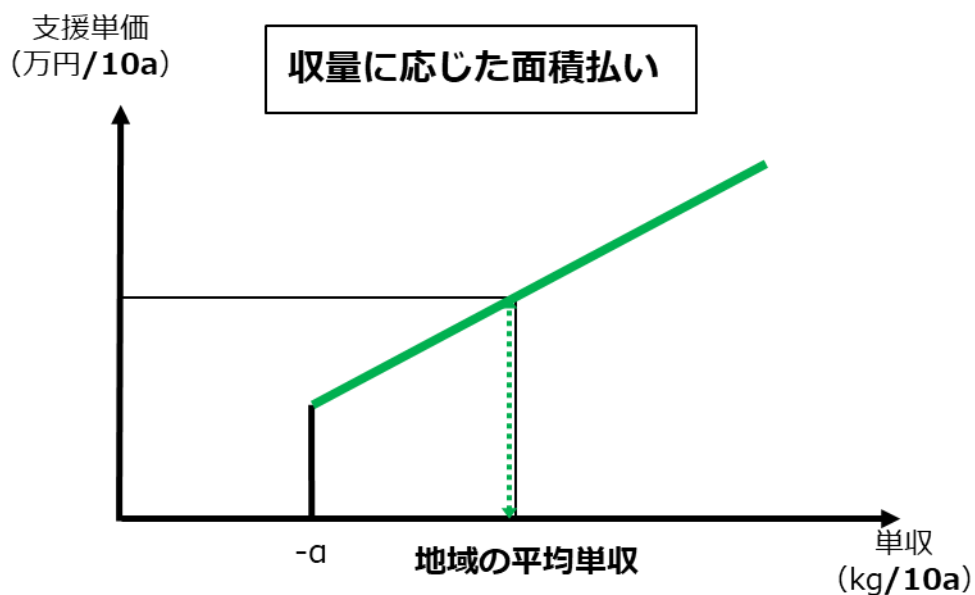
対象作物：

- ・麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）
- ・大豆

支援単価等：

適切な輪作体系や団地化、ブロックローテーションの構築等を進めつつ、排水対策等の基本技術や多収品種等の導入等の生産性向上の取組を行う者に対して、収量に応じた面積払いにより支援

水田・畑における営農体系や生産コスト等を踏まえて、農業者の努力が報われるものとなるよう、それぞれ設定。



※ 単収向上に関しては、都道府県別の単収をその基準とすることを基本とし、地域差に配慮した形とするとともに、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮するなど、地域の実情にあった形での支援を検討する。

なお、地域の平均単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

4 飼料作物の生産性向上支援

食料・農業・農村基本計画に基づき、畜産への国産飼料の供給拡大を図るためには、今後、労働力不足が深刻化する中でも、田畑をフル活用していく観点から、他作物より省力的で地域に需要のある飼料作物の作付を拡大していくことが重要である。

一方で、飼料作物の生産課題に対応した生産性向上に向けて、排水性向上など作物に適した栽培条件の改善や青刈りとうもろこし等の栄養収量の高い草種への転換等の取組を推進する必要がある。

このため、地域の実情に配慮して、生産性向上の取組に対し、収量に応じた面積払いにより支援する。

—対象作物：

- ・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこし等
- ・WCS用稲（飼料用米を除く。）

※WCS用稲については、これまで水田活用の直接支払交付金の中で助成を実施してきたものであるが、飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

—支援対象者：実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む。）

※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善、生産性の高い奨励品種の利用促進、飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化、気候変動・獣害に対応した栽培等

—支援単価等：作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう設定する。

※収量に応じた面積払い：収量はロール数等を確認する。

基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定する。なお、災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮する。基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

※参考：飼料作物の生産性向上支援のイメージ

✓ **対象作物：**

- ・青刈りとうもろこし、牧草、ソルゴー、子実用とうもろこしなど
- ・WCS用稲（飼料用米を除く）

※WCS用稲については、これまで水田活用直接支払交付金の中で助成を実施してきたもの。飼料作物としての生産性の観点も踏まえ、専用品種への転換を促す。

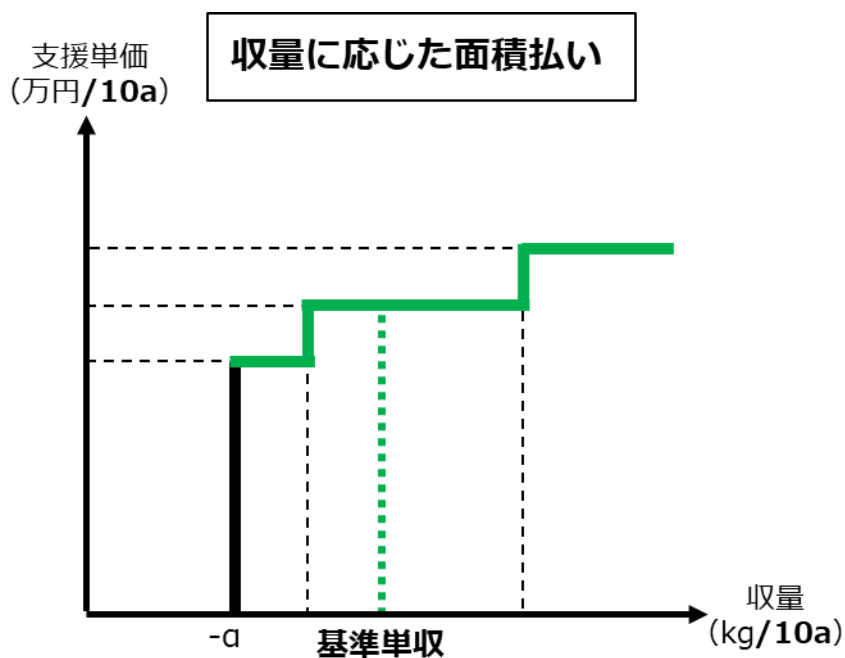
✓ **支援対象者：**

実需者との利用供給協定を締結し、生産性向上に取り組み※、飼料作物の本作化を図る飼料生産者（自家利用を含む）

- ※排水性向上など作物に適した栽培条件の改善
- 生産性の高い奨励品種の利用促進
- 飼料生産組織やスマート技術による作業の効率化
- 気候変動・獣害に対応した栽培 等

✓ **支援単価等：**

作物ごとに収量に応じた形で、農業者の努力が報われるものとなるよう支援単価を設定。



※ 収量はロール数等を確認

※ 基準単収は、地域の実情を踏まえつつ、作物ごとに設定。
災害等のやむを得ない事情による単収減についても配慮。
なお、基準単収を一定以上下回る場合は支援は行わない。

5 産地交付金の見直し

産地交付金については、水田を活用し、地域の特色を活かした産地形成の促進に一定の効果を上げてきたが、既に産地化している品目への支援が固定化するなど、支援の効果検証とその結果に基づく支援内容の見直しがされていない等の課題がある。

このため、以下のとおり、水田・畑に関わらず、効果検証とそれに基づく支援内容の見直しを適時適切に実施し、地域の実情に応じて効果的な産地形成が促進される仕組みに見直す。

- ① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する定量的な目標を設定する。
- ② 都道府県や地域による支援の効果の評価・検証をし、PDCAを適切に行って、支援内容の随時の見直しを行う。
- ③ 客観的指標に基づく配分の透明化等を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討する。

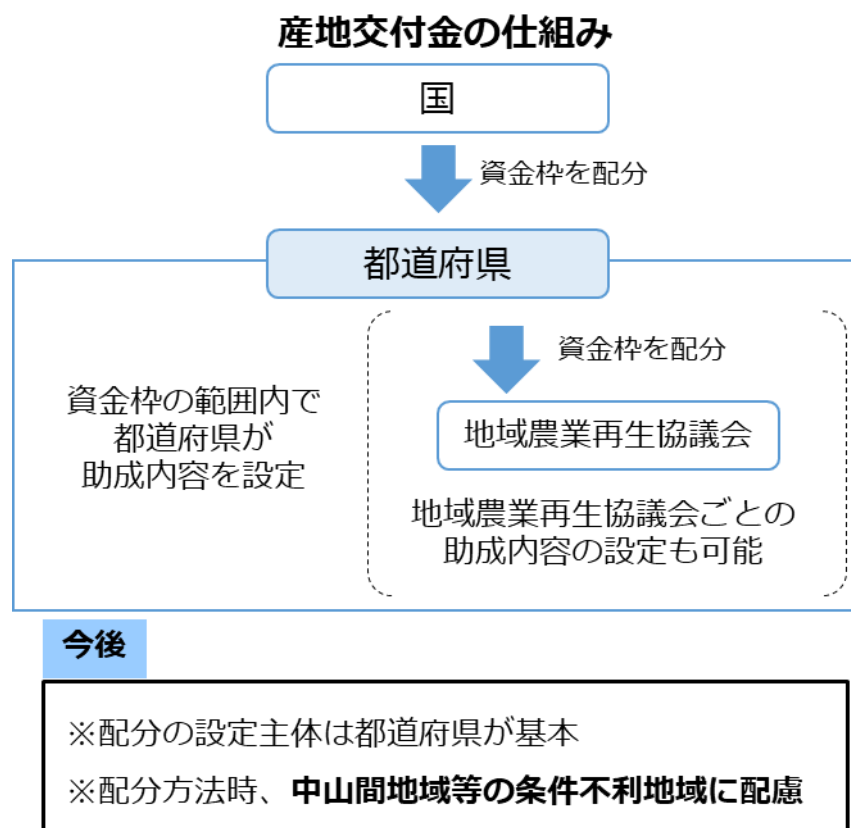
—配分の設定主体：都道府県を基本とする。

—配分方法時、中山間地域等の条件不利地域に配慮する。

※作付面積以外の目標の設定例

- ・実需者の求める大豆品種への切り替えに向けて、品種導入割合の目標を設定
- ・小麦のタンパク質含有率、麦・大豆の等級基準の達成者割合の目標を設定
- ・輪作体系を確立し、連作障害を回避、各作物の単収向上の目標を設定
- ・安定的な供給体制の確保に向け、複数年契約の割合に関する目標を設定

※参考：産地交付金の仕組み



※参考：産地交付金の見直しのイメージ

都道府県や全国の地域再生協への調査で明らかとなった課題

- ① 都道府県や地域の**設定目標が「作付面積の拡大」に偏在し、生産性・収益性向上や、供給の安定化といった効果を評価できる目標がない**
- ② **効果検証を踏まえた支援内容の見直しがされていない**
- ③ 都道府県への**配分基準に透明性がない**との指摘

対応

- ① 品質向上・安定供給に向けた複数年契約割合拡大など、作付面積拡大以外の生産性・収益性等に関する**定量的な目標を設定**
- ② 都道府県や地域による支援の**効果の評価・検証**をし、**PDCA**を適切に行って、**支援内容の随時の見直しを行う**
- ③ 客観的指標に基づく**配分の透明化等**を図った上で、将来的には目標の高さやその達成度合いを産地交付金の配分に反映することを検討

Ⅱ 中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動を行う者が不足するなど活動組織の継続に支障が生じている中、地域の営農や共同活動が将来にわたって継続できるよう、特に中山間地域では人口減少等が加速度的に進行していることも踏まえ、プッシュ型で取り組むなど、以下の対策を講じる。

1 中山間地域等直接支払

(1) 対象農用地の拡大

傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付ける。

(2) 地方負担の軽減

現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討する。

2 多面的機能支払

活動組織の支援を以下のとおり充実する。

- ① 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進する。
- ② 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直しを行う。

3 両支払共通

(1) プッシュ型による取組強化

国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、以下のとおり、集落に対する関与を強化する。

- ① 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始する。

- ② 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築するとともに、対象農地の選定を効率化するためのデジタル技術の活用を促進する。
- ③ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進する。

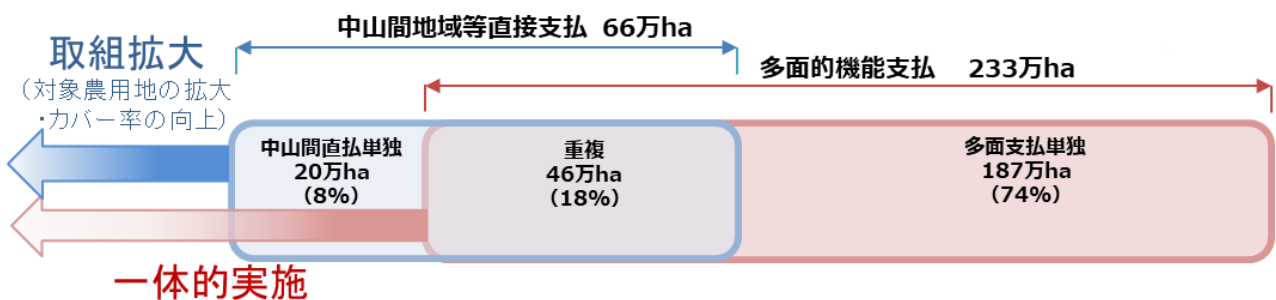
(2) 返還免除規定の徹底

宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、遡及返還が不要であることを徹底する。

(3) 一体的実施の推進

- ① 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る。
- ② 中山間地域等直接支払の使途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択する。（集落の選択で全て個人払いとすることも可）
- ③ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る。

※参考：中山間地域等直接支払と多面的機能支払の一体的実施



※参考：中山間地域等直接支払・多面的機能支払の見直し

中山間地域等直接支払	
対象農用地の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○ 傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地について、協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、集落協定の対象農地へ位置付け ○ 現行の地方財政措置に加え、更なる地方の負担軽減策としてどのような対応ができるか検討
地方負担の軽減	
多面的機能支払	
活動組織の支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援し推進 ○ 地域全体で長期中干し、冬期湛水等の取組を拡大させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直し
両支払共通	
プッシュ型による取組強化	<p>国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、集落に対する関与を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和8年度から直ちに全地方農政局によるカバラー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始 ○ 全ての都道府県で市町村等への制度の周知も含めたサポート体制を構築。対象農地選定を効率化するためのデジタル技術の活用促進 ○ 中山間地域等直接支払について、共同活動が困難な場合は、地域の実情に合わせて、集落協定にこだわらず個別協定も推進
返還免除規定の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地等へ転用された農地等が溯及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、溯及返還が不要であることを徹底
一体的実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで多面的機能支払もまとめて申請できる仕組みを導入し、多面的機能支払の取組拡大を図る ○ 中山間地域等直接支払の用途については、共同活動払いが集落の営農継続を支えている点を踏まえ、集落の状況や課題に応じてそれぞれの集落において最適なバランスで個人払いと共同活動払いを選択（集落の選択で全て個人払いとすることも可） ○ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により事務局機能の強化・事務負担の軽減を図る

Ⅲ 新たな環境直接支払の創設

環境負荷低減の取組を広げることは、国際情勢に左右されやすい化学肥料への依存度を減らすなど、食料安全保障に寄与するとともに、輸出を含め付加価値を高めた稼げる農業の実現に貢献する。

このため、環境直接支払交付金は、

- 1 これまでの地域支援から、みどりの食料システム法の計画認定に基づく農業者支援とする。
- 2 農法の転換・拡大時の掛かり増しコストに加え、減収等の導入リスクも軽減する支援とし、一定期間で取組の定着・自立を促す支援とする。
- 3 水田政策の見直しの中で、生産性向上と環境負荷低減の両立を促す支援とし、取組に応じた面積払いとする。

具体的には、以下のとおりとする。

—みどり認定農業者を対象とする。

—以下の取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク（農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下）」にも対応した支援を行う。

- ① 慣行農業等から有機農業へ転換する取組
- ② 環境価値を創出する取組（温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組）
- ③ 土づくりの面的拡大等に資する取組（土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組）

—5年後までに以下の取組を実施することを要件とする。

- ① 市場評価を高める取組（出荷ロットの拡大、消費者等への訴求）
- ② 生産安定化の取組（収量減少、品質低下等への対策）
- ③ デジタル化の取組（営農管理ソフトの導入）

—支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替える。同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間（5年）までとし、新たな圃場への拡大等を促進する。

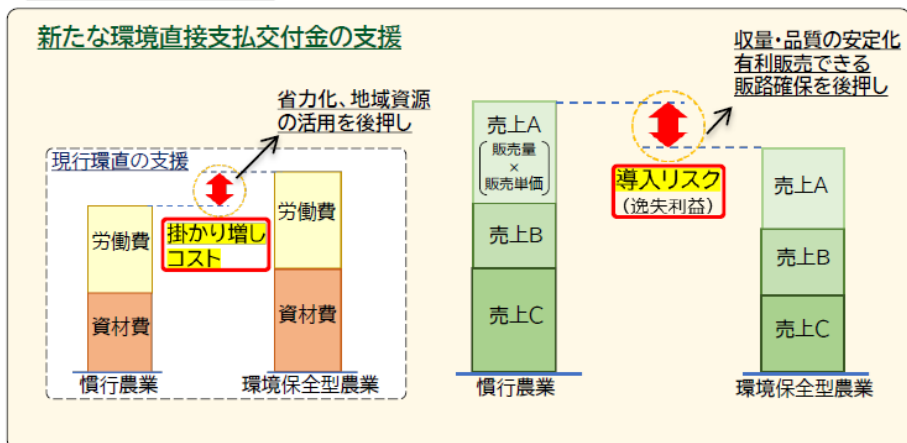
※参考：新たな環境直接支払のイメージ

◆新たな環境直接支払交付金のイメージ

(1) 支援の考え方




- ・ みどり認定農業者を対象とする。
- ・ ①有機農業への転換、②環境価値を創出する取組、③土づくりの面的拡大等に資する取組について、取組ごとの転換・拡大時の「掛かり増しコスト」だけでなく「導入リスク」にも対応した支援を行う。

導入リスク(逸失利益): 農法転換時の収量減少や品質低下等による収益低下



- ・ 事業要件として、5年後までに以下の①～③の取組を実施
 - ① 市場評価を高める取組(出荷ロットの拡大、消費者等への訴求)
 - ② 生産安定化の取組(収量減少、品質低下等への対策)
 - ③ デジタル化の取組(営農管理ソフトの導入)

(2) 支援対象取組(案)

支援内容(例)	
<p>① 有機農業への転換支援</p> <p>慣行農業等から有機農業への転換に向けた取組への支援</p>	 <p>有機農業</p>
<p>② 環境価値の創出支援</p> <p>温室効果ガス削減等の民間投資につながる取組への支援</p>	 <p>バイオ炭 等</p>
<p>③ 土づくりの面的拡大等への支援</p> <p>土づくりや化学肥料・化学農薬の低減の取組への転換・面的拡大の支援</p>	 <p>堆肥 等</p>

(3) 支援対象取組の更新

- ① 支援対象取組は5年ごとに見直し、十分に普及した取組は新たに確立された取組に入れ替え
- ② 同一圃場での同一取組への支援は、みどり認定の計画期間(5年)までとし、新たな圃場への拡大等を促進

【渋滞の主な原因】

- ① 促進計画の**決定権**が農地バンクにあるため。
 利用集積（市町村）：農業者同士の顔が見ていることから、信頼関係も構築しやすく、たくさんの書類がなくても集積計画を決定できた。
 促進計画（バンク）：農業者の顔が見えていないため、トラブル防止と称して、たくさんの書類を求める傾向がある。
- ② 農地バンクを**経由**する借賃・代金の支払い。
 利用者 → バンク → 所有者とお金が行くため、どうしても時間がかかる。振込手数料も2倍かかっている。
- ③ 嘱託登記が**進まない**。
 所有者の義務である住所変更・地目変更登記が行われないこと、農地バンクにおいて代位登記（できる規定）を実施しないとしていることから、義務である所有権移転が進まない。

① 問題は、**書類**ではなく、促進計画の**決定権**

添付書類を減らしても、減らした分だけ、口頭確認が増えるだけ。

※ 現場の状況がわからない農地バンクにおいて、トラブルを回避するためには、やむを得ない部分がある。

特例で、促進計画の決定権をバンク以外に与える必要があるのではないかな？

② 農地バンクを経由した**借賃等**の収受の**特例**

農地バンクと市町村段階の関係が悪化していることに伴い、農地バンク事業に協力しないとしているJAが続出。

A→Bに貸借の場合は、Aが振込手数料を負担するだけであるが、A→バンク→Bとなっていることから、バンクも振込手数料を国費で負担している。

ある意味、国費の無駄使いではないかな？

③ バンクによる嘱託登記が進まないのは、**代位登記**を行わないことが要因。

バンクの主張：

住所変更等については、不動産登記法において、所有者の義務となっている。

※ 正論ではある。

バンクが行う登記は、嘱託登記ではなく、普通の所有権移転登記なので、嘱託登記より手続きが煩雑だとしている。

バンクが委託している司法書士の団体もバンクと同様の言いぶり。

その一方で、一部の法務局では、政令があるので、市町村が行っていた嘱託登記と同じとの見解がある。

※ 見解の相違がみられる。

農地バンク事業における渋滞の解消に向けて

【 圧縮記帳 】

農機具等	2,000万円	自己負担額	1,000万円
		準備金	1,000万円

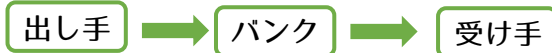


圧縮

農機具等	1,000万円	自己負担額	1,000万円
------	---------	-------	---------

【 実務の圧縮 】

農地の移動



圧縮



農地の代金・借賃



圧縮



※ 所有者不明農地・勧告案件・買入協議案件を除く。

【 事務の改善 】

現行法（農地バンク法第18条）

農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。



農用地利用集積等促進計画の特例

市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

ただし、当該農地が所有者不明農地、勧告を受けている農地、買入協議の要請を行っている農地については、農用地利用集積等促進計画を定めることができない。

※ 読み替え規定の追加
(読み替えるものとするではなく、読み替えることができる。)

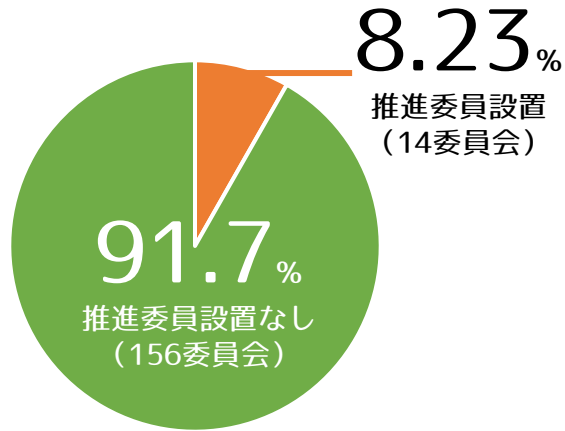
農地中間管理事業の推進に関する法律による不動産登記の特例に関する政令

これまで、農地中間管理事業は、都道府県と農地バンクの事業であることから、市町村による嘱託登記ができないとされてきた。

特例で、市町村が促進計画を決定できるようにすることによって、市町村の事業にもなることから、市町村による嘱託登記が可能となるのではないかと？

- 実務を圧縮することによって、バンクを経由しない案件については、バンクの手数料問題を解決することができるのではないかと？
- バンク計画の決定権を市町村が持つことによって、バンクの事務は計画に対する同意となるため、渋滞が解消されると思われる。
- 800万円控除の証明は、市町村となっているが、決定権も認可権限もない市町村が行う違和感を解消できるとと思われる。

【 北海道の現状 】



【 推進委員を設置しないことができる基準 】

- ① 遊休農地率 1%以内
- ② 担い手（認定農業者等）への集積率 70%以上

上記の両方を満たしている場合に、推進委員を設置しないことを選択することができる。

【 なぜ、推進委員ができたか？ 】

- 農地政策で掲げる担い手への農地の集積率80%の達成がなかなか進まないことや、遊休農地が増加するなど、農業委員会の業務が増加する中において、農業委員へ業務が集中することにより、農地利用の最適化に関する活動が十分にできない可能性が懸念されたため。

農業委員 ————— 最終的な合議体としての決定
農地利用最適化推進委員 —— 担当区域における現場活動



委員の業務を分離することにより、委員会の活動を活発化し、農地利用の最適化を推進することによって、担い手への集積率を向上させる。または、遊休農地の農地利用の促進を促し、遊休農地率を低減させる。

【特例】

担い手への集積率が高く、遊休農地率が低い農業委員会においては、農業委員のみで増加した業務に十分に対応できている状況にあることから、特例として、推進委員を設置しないことができるとされた。

改正の方向性

- 農業委員は推進委員を兼ねることができる。



推進委員を作った意味がなくなる。

or

- 推進委員を設置しないことができる基準を下げる。



集積率・遊休農地率の目標を下方修正することになる。

集積率 50%未満

+

遊休農地率 5%超

現行法どおり、農地利用最適化推進委員の**設置は義務**。

- ※ 農業委員と推進委員で役割を分離してもなお、農地政策の実現が困難な状況
- ※ 特例を設けると、集積率・遊休農地率が悪化する可能性がある。

集積率 50%以上 70%未満

+

遊休農地率 1%超 5%以下

農地利用最適化推進委員の**設置は義務**。

ただし、**必要に応じて**、農業委員と推進委員を**兼ねることができる**。

- ※ 農業委員と推進委員で役割を分担したことにより、農地政策の実現が可能な状況にある。

集積率 70%以上

+

遊休農地率 1%以下

現行法どおり、農地利用最適化推進委員を**設置しないことができる**。

- ※ 農業委員のみで、十分に農地政策を実現できている。

農地利用最適化推進委員の設置基準を3段階に分けるのはどうか？

【 環境的要素 】

- 急激な農家人口の減少
 - 農業者の超高齢化
 - 世界情勢の悪化による資材の急騰
 - 温暖化による高温障害
- やめる側：自分が離農した時に誰が、農地を担うのか？
 - 続ける側：できる限り、条件の良い農地だけ欲しい。
 - 10年後を想定できないくらい、急激に変化している。

【現状のフラッシュアップ】

農地の総量を確保するために、10年後の農地の担い手を地図上で定める。
目標地図の精度を上げるための見直し。

これだけを求めると・・・



- 条件の良い農地
- 引き受け手がいる
 - 地域計画の対象

- 条件の悪い農地
- 引き受け手がない
 - 活性化計画の対象
 - お前の農地はいらん。

単純に、条件の悪い農地で営農している者に対して、引き受け手がおらず、離農後において、賃料収入や売買収入が望めないことを突き付けることになる。

現状のフラッシュアップは、本来の地域計画とは、違う方向となっていないか？

目標地図を作ることが目的ではなく、目標地図を作るにあたり、地域で協議し、課題を共有し、課題に対する対策を農家・市町村・JAが一丸となって講ずるための素材にすることが、地域計画の目的ではないか？

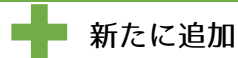
目標地図を作成したその後の対応が必要ではないか？

【 現行の地域計画 】

- 1 地域における農業の将来の在り方
 - 地域計画の区域の状況
 - 地域農業の現状及び課題
 - 地域における農業の将来の在り方
- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
- 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
 - 農用地の集積、集団化の取組
 - 農地中間管理機構の活用方法
 - 基盤整備事業への取組
 - 多様な経営体の確保・育成の取組
 - 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
- 4 地域内の農業を担う者一覧



「3」において、必要な措置として、取組は記載することになるが、具体的な実施時期、実施方法については、地域計画には記載されていない。



- 5 市町村による必要な措置の実施時期並びに具体的手法
- 6 都道府県による現場の取組に対する評価と支援施策

- 7 市町村による必要な措置の対応状況と結果
- 8 都道府県による支援施策の実施結果



基本方針・基本構想の見直し時点、地域計画の作成から5年後から追加する項目
これまでの取組を検証することによって、地域計画をフラッシュアップさせる。

目標地図を評価して5段階で区分するのではなく、コレを評価してはいかがか？

- ※ 現状の地域計画・目標地図は、作成したら終わり。
- ※ 市町村の取組、将来的には、取組実績を評価して、補助事業の採択に影響させる。
- ※ 市町村が何もしないのに、国だけが補助するのはおかしい。
- ※ 市町村がきちんと対応しているところに対し、国が補助すると良いのではないか？

重要なのは、「目標地図」ではない。作った計画に対して、現場が実際に取り組むのが重要！